

全国児童福祉主管課長会議

追加資料(家庭福祉課)

平成19年2月23日

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課

目 次

総合的な母子家庭等自立支援対策の展開について

(1) 母子家庭の就業支援対策の強化について	1
(2) 平成19年度母子家庭の母の就業支援企業表彰について	2
(3) 養育費相談・支援センター事業について	3
(4) 母子寡婦福祉貸付金の償還率の改善について	3
(5) 児童扶養手当について	3

(参考資料)

(資料1) 成長力底上げ戦略(基本構想)ー概要ー	5
(資料2) 各母子家庭等就業・自立支援センターにおける 事業の実施状況(平成16年度)	7
(資料3) 母子家庭等就業・自立支援センター事業好事例	8
(資料4) 母子自立支援プログラム策定件数実績について	11
(資料5) 母子自立支援プログラム策定事業好事例について	12
(資料6) 平成19年度母子家庭の母の就業の促進を図る 優良企業等の表彰実施要領(案)	16
(資料7) 母子寡婦福祉貸付金の償還に係る各自治体独自の 取組例について	20
(資料8) 母子寡婦福祉貸付金償還率について	21

総合的な母子家庭等自立支援対策の展開について

母子家庭等対策については、平成14年に母子及び寡婦福祉法等が改正され、平成15年には母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）が成立し、自立・就業に主眼を置いて、①子育て・生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策といった総合的な自立支援策を展開しているところである。

また、平成18年12月には、「多様な機会のある社会」推進会議において、再チャレンジ支援総合プランが決定されたほか、今般、新たに母子家庭の就労移行に関する5年後の具体的な目標設定などを含む「成長力底上げ戦略」がスタートしたところである。（資料1（5頁））

平成19年度においては、こうした状況を踏まえるとともに、特別措置法が最終年度を迎えることもあり、下記のとおり、就業支援をはじめとして、自立支援対策の強化を図っていくこととしており、各自治体におかれても、従前以上の強力な取組をお願いしたい。

（子育て・生活支援）

- ①新たに母子生活支援施設等を退所する母子家庭等のための身元保証人確保対策事業の創設

（就業支援）

- ②母子家庭等就業・自立支援センター事業の全国展開
- ③母子自立支援プログラム策定事業や母子家庭自立支援給付金事業の実施自治体の拡充
- ④母子家庭の母が在宅就業の機会を得るための支援事業の創設
- ⑤母子家庭の母を積極的に雇用する民間企業に対する法人からの寄付金について、税制上の優遇措置の創設

（養育費の確保）

- ⑥養育費取り決め等に関する困難事例への対応等を行う「養育費相談・支援センター」の創設
- ⑦母子家庭等就業・自立支援センターへの養育費専門相談員の設置

（1）母子家庭の就業支援対策の強化について

ア 母子家庭等就業・自立支援センター事業について

母子家庭等就業・自立支援センター事業については、中核市による事業の実施が懸案となっていたが、平成19年度においては、都道府県と

の共同設置や、都道府県による代行実施等を含め、全国でセンター事業によるサービスの提供体制が整う予定である。今後は、各地の好事例を参考としつつ、地域の実情に合った取組の強化を図ることにより、就職実績等の向上に力を入れていただきたい。（資料2（7頁）、資料3（8頁））

イ 母子自立支援プログラム策定事業について

本年度から全国展開している母子自立支援プログラム策定事業については、個々の母子家庭の実情に応じたきめ細かな支援を行う上で極めて有効な事業となっており、昨年4月から12月までの8か月の間に、資料4（11頁）のように新たな就職や転職が可能となるなど成果が上がっているところである。未実施の自治体においては、早急に事業をスタートするとともに、広域的な対応が適当な地域においては共同実施を検討されたい。

なお、事業実施に当たっては、新たに母子自立支援プログラム策定員を設置する方法のほか、母子自立支援員等との兼務など地域の実情に適した方法を採用することにより、平成19年度中に、すべての対象自治体において試行的な形ででも実施するよう検討されたい。

については、各自治体において事業開始が容易となるように、母子自立支援プログラム策定員の設置要綱を見直すとともに、平成19年度の補助金交付については、従前の仕組みを改め、プログラム策定件数に応じた交付方式を導入することを予定している。詳細については、3月の担当者会議の場でお示ししたいと考えている。

また、事業実施に当たっては、児童扶養手当の申請時や現況届提出時等の機会を捉えて事業の紹介を行う、母子家庭の便宜を考慮し、週末・夜間に相談援助を行う、事業の目標値をハローワークと共有するなど、効果を上げるための工夫が重要である。資料5（12頁）は、現在、既に本事業に取り組んでいる自治体の好事例であり、こうした取組などを参考にしつつ、各自治体ごとに、プログラム策定数などの目標値を定め、事業実績の向上に向けて計画的な取組を進められたい。

（2）平成19年度母子家庭の母の就業支援企業表彰について

母子家庭の母の就業支援表彰については、母子家庭の母の就業支援の社会的機運を高めるため、母子家庭の母を相当数雇用している企業、母子福祉団体等に相当額の事業を発注している企業等を対象として、実施するものであり、平成19年度においては、資料6（16頁）の要綱（案）に基づき実施する予定である。各自治体におかれては、企業の推薦についてよろしくお取り計らい願いたい。

(3) 養育費相談・支援センター事業について

平成19年度より、国においては、養育費の取り決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行う「養育費相談・支援センター」を創設することとしている。

あわせて、養育費の取得率の向上を図るため、母子家庭等就業・自立支援センターに、平成19年10月より、養育費専門の相談員を配置することとしているが、その選任に当たっては、家庭裁判所の調査官OB等の活用を検討するほか、新たに相談員を配置することが困難な場合には、当面、既に配置されている相談員等と兼務させることも差し支えないものとする。

なお、養育費の相談は、離婚後のみならず離婚前の段階で実施することが適当な場合も多いことから、離婚前の者を対象とした相談についても積極的に取り組んでいただきたい。

資料3(10頁)は、母子家庭等就業・自立支援センターにおける養育費の取り決めや離婚相談等の特別相談に関する好事例であり、今後の事業実施に当たっての参考とされたい。

また、「養育費相談・支援センター」においては、養育費相談・支援に関する研修を平成19年9月を目途に実施する予定なので、新たに配置する養育費専門相談員や養育費の相談に従事する母子自立支援員等の積極的な参加をお願いしたい。

(4) 母子寡婦福祉貸付金の償還率の改善について

財務省が実施した平成17年度の予算執行調査の結果、近年償還率が低下し、各自治体の償還確保等に向けた取組状況にばらつきが見られることなどから、償還率の向上に向けた更なる取組の推進について指摘されたところである。

平成19年度予算(案)については、償還率の向上が図られることを前提とし、対前年度3千万円の減額となったところであるので、各自治体においては、他の自治体の取組事例(資料7(20頁)、資料8(21頁))も参考にしながら、地域の実情を踏まえ、具体的な目標を設定するなど計画的な取組を行い、償還率の向上に努めていただくようお願いする。

(5) 児童扶養手当について

ア 児童扶養手当の手当額について

平成18年の消費者物価指数の実績値は0.3%である。現在の手当額は、物価スライド規定どおりに計算した額に比べ1.7%かさ上げされているため、「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」の規定に基づき、その解消を図るため、手当額につ

いては据え置きとされる予定である。

手当額

	(平成18年度)		(平成19年度)
全部支給（月額）	41,720 円	→	据え置き
一部支給（月額）	41,710 円	→	据え置き
	～ 9,850 円		

イ 児童扶養手当の一部支給停止について

平成20年4月施行予定の児童扶養手当の一部支給停止については、今後、①一部支給停止の対象外とする者の範囲、②支給停止する額について、政令を定める作業を進めることとしている。具体的な作業は、現在調査中の全国母子世帯等調査、児童扶養手当受給状況調査の結果を含め、各種関連データを収集分析するとともに、改正法の附帯決議の趣旨を踏まえ検討を進めることとしており、平成20年度予算編成の過程で結論を得ることになると考えている。

成長力底上げ戦略（基本構想） 一概要一

I. 基本的な姿勢

1. 「働く人全体」の底上げを目指す

- ・ 「成長力底上げ戦略」は、成長戦略の一環として、経済成長を下支えする基盤（人材能力、就労機会、中小企業）の向上を図ることにより、働く人全体の所得・生活水準を引き上げつつ、格差の固定化を防止。

2. 「機会の最大化」により「成長力の底上げ」を図る

- ・ 単に「結果平等」を目指すような格差是正策とは異なり、意欲のある人や企業が自らの向上に取り組める「機会（チャンス）」を最大限拡大。人材の労働市場への参加や生産性の向上を図ることで、他の成長戦略と相俟って、経済の活力を維持・向上させ、経済成長を高めていくことを目指す。

3. 3本の矢 — 「人材投資」を中心に

【人材能力戦略】

- ・ 「職業能力を向上させようとしても、能力形成の機会に恵まれない人」への支援

【就労支援戦略】

- ・ 「公的扶助（福祉）を受けている人などで、経済的自立（就労）を目指していながら、その機会に恵まれない人」への支援

【中小企業底上げ戦略】

- ・ 「生産性向上を図るとともに、賃金の底上げをしようとしているが、その機会に恵まれない中小企業等」への支援

II. 戦略の基本構想

1. 人材能力戦略 — “能力発揮社会”の実現—

- ◎ 誰でもどこでも職業能力形成に参加でき、自らの能力を発揮できる社会を実現。

(1) 「職業能力形成システム」（通称「ジョブ・カード制度」）の構築

- ① 「職業能力形成プログラム」による実践的な職業訓練機会の提供
- ② 「ジョブ・カード（訓練参加状況や実績評価認定内容を記載）」を交付
- ③ プログラム参加者や参加企業等に対する経済的支援
- ④ 訓練参加の相談・準備から就労までの「キャリア・コンサルティング」の実施

(2) 大学・専門学校等を活用した「実践型教育システム」の構築

- ① 大学・専門学校等における「実践型教育プログラム」の提供
- ② プログラム履修者に対し、履修証明書を交付するとともに、「ジョブ・カード」にも、その内容を記載。

(3) 官民共同推進組織の設置

- 「職業能力形成システム」及び「実践型教育システム」の平成20年度の本格実施に向け、官民からなる推進組織を設置するとともに、先行プロジェクトを実施。

2. 就労支援戦略 — 『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の策定・実施—

◎ 「福祉から雇用へ」の基本的考え方を踏まえ、新たに策定する5か年計画に基づき、公的扶助（福祉）を受けている人などについて、セーフティネットを確保しつつ、可能な限り就労による自立・生活の向上を図る。

（1）『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の策定

- ① 母子家庭世帯、生活保護世帯、障害者等の就労移行に関する5年後の具体的な目標を設定し、実績を検証しながら計画を推進。
- ② 就労支援方策として、福祉（就労支援）及び雇用（受入促進）の両面にわたる総合的な取組を展開。19年度～21年度を集中戦略期間として施策展開。

（2）「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ

- 授産施設等で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進。

3. 中小企業底上げ戦略 — 生産性向上と最低賃金引上げに向けた政策の一体運用—

◎ 中小企業等における生産性の向上とともに、最低賃金を引き上げるため、産業政策と雇用政策の一体的運用を行う。

（1）「生産性向上と最低賃金引上げ」に関する合意形成

- 「成長力底上げ戦略推進円卓会議（仮称）」において、生産性向上を踏まえた最低賃金の中長期的な引上げに関する政労使の合意形成。

（2）「生産性向上プロジェクト」の推進による賃金の底上げ

- ① 下請取引の適正化 — 生産性向上の成果を下請業者に適正に配分
- ② IT化・機械化・経営改善
- ③ 中小サービス業等に対するノウハウの移転や生産性向上投資への資金提供
- ④ 中小企業の人材能力の向上

（3）最低賃金制度の充実

- ① 最低賃金の周知徹底
- ② 最低賃金法の改正（最低賃金額決定における生活保護との整合性の考慮や違反時の罰則強化等—改正法案を国会提出予定）
- ③ 最低賃金引上げに向けた産業政策と雇用政策の一体的運用。

4. 戦略の推進体制 — 官民一体となった推進体制を国・地方で構築—

（1）戦略推進体制の整備

- ① 官民からなる「成長力底上げ戦略推進円卓会議（仮称）」を国と地方に設置。
- ② 「成長力底上げ戦略」を推進するための政府部内の体制づくりを行う。

（2）戦略の進め方

- ① 原則として3年間に集中的な取組を行うものとする。19年度中は、本格実施の準備及び各施策を有効に組み合わせた先行的取組みを展開。20年度から本格実施。22年度以降は実施状況を検証しながら施策展開。
- ② 官邸主導による雇用政策、社会保障政策、産業政策、文教政策の一体運用。

各母子家庭等就業・自立支援センターにおける事業の実施状況(平成16年度)

区分	No	都道府県	就業相談		就業支援講習会		就職実績	
			相談件数 (延べ件数)	支援割合 (%)	受講者数 (延べ件数)	支援割合 (%)	就職件数 (実数)	支援割合 (%)
都道府県	1	北海道	429	(1.22)	419	(1.19)	34	(0.10)
	2	青森県	148	(1.01)	2,606	(17.73)	5	(0.03)
	3	岩手県	282	(2.86)	187	(1.90)	21	(0.21)
	4	宮城県	98	(1.01)	105	(1.08)	16	(0.16)
	5	秋田県	4,226	(73.29)	218	(3.78)	261	(4.53)
	6	山形県	80	(1.18)	121	(1.78)	7	(0.10)
	7	福島県	434	(4.45)	122	(1.25)	13	(0.13)
	8	茨城県	-	(-)	50	(0.24)	-	(-)
	9	栃木県	545	(5.82)	690	(7.36)	48	(0.51)
	10	群馬県	131	(1.01)	38	(0.29)	6	(0.05)
	11	埼玉県	778	(2.40)	588	(1.81)	29	(0.09)
	12	千葉県	341	(1.39)	58	(0.24)	119	(0.48)
	13	東京都	164	(0.22)	189	(0.26)	6	(0.01)
	14	神奈川県	-	(-)	79	(0.50)	-	(-)
	15	新潟県	281	(3.26)	-	(-)	30	(0.35)
	16	富山県	387	(11.15)	863	(24.87)	71	(2.05)
	17	石川県	239	(6.22)	92	(2.39)	16	(0.42)
	18	福井県	229	(5.09)	165	(3.66)	31	(0.69)
	19	山梨県	-	(-)	45	(0.88)	-	(-)
	20	長野県	5,940	(55.90)	241	(2.27)	403	(3.79)
	21	岐阜県	84	(0.95)	236	(2.67)	4	(0.05)
	22	静岡県	870	(6.39)	119	(0.87)	57	(0.42)
	23	愛知県	1,589	(7.50)	177	(0.84)	108	(0.51)
	24	三重県	3	(0.02)	79	(0.64)	1	(0.01)
	25	滋賀県	323	(4.03)	30	(0.37)	59	(0.74)
	26	京都府	313	(3.97)	48	(0.61)	78	(0.99)
	27	大阪府	599	(1.32)	581	(1.28)	142	(0.31)
	28	兵庫県	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	29	奈良県	981	(13.61)	182	(2.53)	63	(0.87)
	30	和歌山県	-	(-)	37	(0.65)	-	(-)
	31	鳥取県	89	(1.92)	2,175	(46.91)	7	(0.15)
	32	島根県	171	(3.78)	123	(2.72)	9	(0.20)
	33	岡山県	134	(2.67)	69	(1.38)	17	(0.34)
	34	広島県	59	(0.72)	60	(0.73)	1	(0.01)
	35	山口県	54	(0.46)	113	(0.95)	10	(0.08)
	36	徳島県	63	(1.02)	174	(2.83)	3	(0.05)
	37	香川県	70	(1.38)	83	(1.64)	18	(0.36)
	38	愛媛県	15	(0.20)	82	(1.11)	2	(0.03)
	39	高知県	771	(21.49)	-	(-)	56	(1.56)
	40	福岡県	1,532	(6.02)	111	(0.44)	173	(0.68)
	41	佐賀県	147	(2.02)	40	(0.55)	24	(0.33)
	42	長崎県	-	(-)	167	(1.91)	-	(-)
	43	熊本県	520	(5.68)	190	(2.07)	76	(0.83)
	44	大分県	292	(4.95)	50	(0.85)	125	(2.12)
	45	宮崎県	280	(3.07)	103	(1.13)	45	(0.49)
	46	鹿児島県	134	(1.25)	60	(0.56)	20	(0.19)
	47	沖縄県	5	(0.02)	177	(0.87)	3	(0.01)

区分	No	指定都市 中核市	就業相談		就業支援講習会		就職実績	
			相談件数 (延べ件数)	支援割合 (%)	受講者数 (延べ件数)	支援割合 (%)	就職件数 (実数)	支援割合 (%)
政令指定都市	48	札幌市	2,669	(14.30)	563	(3.02)	147	(0.79)
	49	仙台市	93	(1.43)	124	(1.91)	18	(0.28)
	50	さいたま市	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	51	千葉市	510	(9.26)	123	(2.23)	102	(1.85)
	52	横浜市	66	(0.37)	72	(0.40)	1	(0.01)
	53	川崎市	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	54	静岡市	-	(-)	41	(0.26)	-	(-)
	55	名古屋市	229	(5.52)	352	(8.48)	14	(0.34)
	56	京都市	260	(2.16)	243	(2.02)	26	(0.22)
	57	大阪市	855	(2.99)	711	(2.49)	197	(0.69)
	58	神戸市	132	(1.07)	197	(1.60)	5	(0.04)
	59	広島市	622	(7.71)	251	(3.11)	46	(0.57)
	60	北九州市	482	(4.59)	61	(0.58)	28	(0.27)
	61	福岡市	273	(2.15)	192	(1.51)	75	(0.59)
	62	旭川市	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	63	函館市	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	64	秋田市	-	(-)	39	(1.69)	-	(-)
	65	郡山市	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	66	いわき市	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	67	宇都宮市	355	(10.61)	230	(6.87)	38	(1.14)
	68	川崎市	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	69	船橋市	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	70	横須賀市	-	(-)	4	(0.13)	-	(-)
	71	相模原市	-	(-)	3	(0.07)	-	(-)
	72	新潟市	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	73	富山市	387	(19.54)	863	(43.56)	71	(3.58)
	74	金沢市	32	(1.18)	37	(1.37)	8	(0.30)
	75	長野市	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	76	岐阜市	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	77	浜松市	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	78	豊橋市	22	(0.92)	33	(1.37)	3	(0.12)
	79	豊田市	8	(0.45)	9	(0.51)	0	(0.00)
	80	岡崎市	35	(1.96)	5	(0.28)	1	(0.06)
	81	堺市	231	(2.66)	280	(3.23)	56	(0.65)
82	高槻市	42	(1.66)	24	(0.95)	6	(0.24)	
83	東大阪市	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
84	姫路市	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
85	奈良市	-	(-)	48	(1.62)	-	(-)	
86	和歌山市	-	(-)	20	(0.48)	-	(-)	
87	岡山市	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
88	倉敷市	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
89	福山市	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
90	下関市	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
91	高松市	16	(0.54)	7	(0.24)	4	(0.14)	
92	松山市	-	(-)	493	(8.86)	-	(-)	
93	高知市	771	(19.94)	-	(-)	56	(1.45)	
94	長崎市	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
95	熊本市	16	(0.24)	32	(0.49)	0	(0.00)	
96	大分市	292	(7.43)	30	(0.76)	125	(3.18)	
97	宮崎市	-	(-)	107	(3.12)	-	(-)	
98	鹿児島市	157	(2.79)	988	(17.55)	7	(0.12)	
全国平均				(6.05)		(3.50)	(0.64)	

※本資料における支援割合とは、就業相談、就業支援講習会、就職件数の児童扶養手当受給者数(平成17年3月)に占める割合である。

母子家庭等就業・自立支援センター事業好事例

I 就業支援について

就業相談

○巡回職業相談を実施

県域が広範囲に及ぶことから、利用者のアクセスを容易にするため、巡回相談を実施。職業紹介の許可を取得しており、相談会場での求職者登録が可能となっている。(福島県、島根県)

○求人開拓を民間派遣会社に委託して実施

ミスマッチを解消するため、求職者が希望する仕事の求人開拓を、民間派遣会社に委託して実施。就職率のアップにつながっている。(新潟県、静岡県ほか)

就業支援講習会

○講習会を週末に実施するとともに、託児室を確保

就業支援講習会を土日に開催し、仕事などで平日では都合がつかない受講者に配慮。また、会場に、託児室を設置し、乳幼児連れの受講者に配慮。(山梨県)

○就労意欲を引き出すための講演会を企画・実施

- ・就労に対する意欲を引き出すため、現在のみならず、5年後、10年後に必要なマネープラン(ライフプラン)に関する講演会を実施。(船橋市)
- ・適職発見セミナーを、県、指定都市、中核市で共同開催し、効率的な事業を実施(神奈川県等)

○ヘルパー講習会を社会福祉法人等に委託

- ・ホームヘルパー講習会の実施を委託した施設から、実習態度が良好な受講生を採用したいという申し出があった。講習会が知識や技能を身につける場所だけでなく、優れた人材を発掘できる場所にもなっている。(青森県、熊本県、宮崎市)
- ・ホームヘルパー講習会を母子家庭の母の自立に理解のある社会福祉法人に委託することで、高い就職率を実現(横浜市)

その他

○求人企業の実地見学の実施

(1)フォークリフト乗務作業など危険な作業を伴う求人については、紹介前に必要に応じて作業の実際や安全確認を行うため、実地見学を実施。こうした取り組みにより、相談者に対して、自分の目で確かめた情報に基づく、適切な職業紹介が可能となっている。

(大阪府)

(2)事業所内に医師が常駐するなど求人票に記載されていない福利厚生面の充実など紹介に当たって参考となる情報が収集できる。こうした情報が、求職者にとって応募してみようという動機付けになっている。(大阪府)

○助成金制度を紹介し更なる雇用意欲を誘因

求人を受理した時、求人開拓のため事業所を訪問した時に、特定求職者雇用開発助成金制度を紹介することで、事業主の雇用意欲を引き出している。(大阪府)

個別事例

<事例1>

○ポイント

離婚直後の激変期に、センターに相談しながら順を追って本人がひとつずつ問題を解決し、資格取得後就職が決定したケース。（福島県）

○概要

- ・本人（26歳）と子ども（1歳）の2人世帯。
- ・離婚届を役所に提出した当日、センターに来所。
- ・子どもが病気になった時など、子育てと仕事の両立に不安を抱えていたが、子どもの保育所については、比較的空きのある地域であったため、速やかに確保することができた。仕事については、実家が美容業を営んでいることもあり、美容師にも関心があったが、学費や就職までの期間を考えて断念。福祉分野にも関心があったため、ホームヘルパーの職業訓練を受講。訓練カリキュラムをこなすごとに、福祉の分野で働きたいという思いを強く持つようになった。その結果、センターが紹介した福祉分野の事業所から内定をもらうことができた。

<事例2>

○ポイント

夫とその家族から言葉のDVを受け心理的に追い詰められ離婚し、「就職支援セミナー」で自身の体験を話すことなどにより自分らしさを取り戻し、就職が決定したケース（京都府）

○概要

- ・本人（27歳）と子ども1歳の2人世帯。
- ・「就職支援セミナー」のワークショップで自身の体験を話したこと、講師からの的確なアドバイスを受けたことにより、自分らしさを取り戻す。
- ・準備講習付き職業訓練でIT会計科講座を受講し、訓練終了間際から就職活動を開始。
- ・地域の民生委員の協力を得ることにより、子どもの保育所を確保。公的機関の臨時職員に採用され、勤務態度の評価も良く、契約期間も延長となる。同時に、スキルアップを図るとともに、正社員としての転職を目指し、センターから求人情報を受けるなど積極的な就職活動を続けている。
- ・センターを拠点とした交流会の立ち上げに、連絡係として積極的に携わっている。

<事例3>

○ポイント

本人のねばり強い求職活動と個別求人開拓で、希望職種（薬局事務）に転職したケース。（大分県）

○概要

- ・本人（34歳）と子ども（7歳と5歳）の3人世帯。
- ・一般事務（パート）から薬局事務（正社員）への転職を希望。就業時間が合わないケースが多く、これまでの職業経験を活かして、一般事務への転職を勧めたものの、本人の意志は固く、個別求人開拓を継続。その結果、転職まで1年8か月の期間という長い期間を要したが、本人のねばり強い求職活動と個別求人開拓が効を奏し、薬局事務（正社員）に転職。